

## 第 3 章 歴史的文化的環境の確保

### 1 歴史的遺産（目標の項目）

目標：古都鎌倉の歴史的遺産を保全・活用し、世界遺産に登録されることをめざします。

#### 目標達成するための指標

|          |                   |                                     |
|----------|-------------------|-------------------------------------|
| 世界遺産への登録 | 市の準備目標年度          | 平成21年度                              |
| 史跡の公有地化  | 平成27年度(2015年度)までに | 235,022.30m <sup>2</sup> 市街化区域で100% |

歴史的風土その他歴史的、文化的遺産を鎌倉の環境を形成する大きな要素のひとつとしてとらえ、これを保存し、活用することにより伝統と文化の香り高い歴史的、文化的環境を確保しています。

世界遺産委員会等における動向を勘案しながら、世界遺産登録に向けた準備を進めています。

史跡の公有地化取得面積は、163,242.47m<sup>2</sup>、取得率は69.46%（追加指定含む68.94%）です。

#### （1）歴史的遺産とこれを取りまく自然環境の保全

歴史的風土保存区域・特別保存地区の指定

<都市計画課・都市景観課>

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)は、「わが国固有の文化的資産として国民が等しくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与すること」を目的としています。平成21年度末現在、歴史的風土保存区域は、朝比奈地区約142ha、八幡宮地区約308ha、大町材木座地区約167ha、長谷・極楽寺地区約207ha、山ノ内地区約158haの合計約982haが指定され、歴史的風土保存計画において区域内の行為が規制されています。また、歴史的風土保存区域のうち、枢要な部分を構成している13地区約573.6haについては、歴史的風土特別保存地区に指定されています。

〔歴史的風土特別保存地区の指定面積及び買入面積〕

歴史的風土特別保存地区内において行為許可を得ることができない場合、その土地の所有者は県に買入れの申し出を行うことができます。平成21年度は116,868.81m<sup>2</sup>が買入れられました。

表 3-1 歴史的風土特別保存地区の指定面積及び取得状況

| 歴史的風土特別保存地区名 | 指定面積(ha) | 平成21年度買入面積(m <sup>2</sup> ) | 取得面積累計(ha) |
|--------------|----------|-----------------------------|------------|
| 建長寺・浄智寺・八幡宮  | 約172.0   | 18,759.18                   | 約34.4      |
| 永福寺跡         | 約5.7     |                             |            |
| 護良親王墓        | 約2.0     |                             | 約0.8       |
| 瑞泉寺          | 約119.0   | 31,894.47                   | 約47.6      |
| 浄妙寺          | 約8.1     |                             | 約1.3       |
| 妙本寺・衣張山      | 約67.0    | 3,112.97                    | 約12.9      |

|         |        |            |        |
|---------|--------|------------|--------|
| 大仏・長谷観音 | 約110.0 | 44,464.00  | 約36.5  |
| 寿福寺     | 約18.0  |            | 約1.7   |
| 円覚寺     | 約29.0  |            | 約0.4   |
| 朝比奈切通し  | 約7.0   |            |        |
| 名越切通し   | 約20.0  | 13,190.45  | 約5.7   |
| 極楽寺     | 約9.8   | 5,447.74   | 約5.0   |
| 稲村ヶ崎    | 約6.0   |            | 約0.1   |
| 合 計     | 約573.6 | 116,868.81 | 約146.4 |

## (2) 歴史的遺産の指定の推進

文化財保護法等に基づく文化財(史跡等)の指定

<文化財課>

中世の一時期にわが国の政治・文化の中心として栄えた鎌倉市は、文化財の数も多く、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号)、鎌倉市文化財保護条例(平成17年3月条例第13号)に基づき指定された文化財は、平成21年度末現在、表3-2に示すとおりです。

また、国登録有形文化財として、文学館本館及び国宝館本館等が登録されています。

表 3-2 指定文化財件数一覧

単位：件

| 種 別       |       | 国 宝 | 国指定 | 県指定 | 市指定 | 合 計 |
|-----------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 有形文化財     | 建 造 物 | 1   | 21  | 13  | 32  | 67  |
|           | 絵 画   | 4   | 29  | 9   | 47  | 89  |
|           | 彫 刻   | 1   | 36  | 26  | 80  | 143 |
|           | 工 芸   | 6   | 21  | 14  | 26  | 67  |
|           | 書 跡   | 3   | 45  | 2   | 19  | 69  |
|           | 典 籍   | -   | -   | -   | 4   | 4   |
|           | 古 文 書 | -   | 7   | -   | 7   | 14  |
|           | 考古資料  | -   | 4   | 2   | 10  | 16  |
|           | 歴史資料  | -   | 1   | -   | 2   | 3   |
| 無形文化財     |       | -   | -   | -   | 2   | 2   |
| 民俗文化財(資料) | 有 形   | -   | -   | 2   | 21  | 23  |
|           | 無 形   | -   | -   | 1   | -   | 1   |
| 記 念 物     | 史 跡   | -   | 30  | 2   | 9   | 41  |
|           | 名 勝   | -   | 3   | -   | -   | 3   |
|           | 天然記念物 | -   | -   | 1   | 33  | 34  |
| 合 計       |       | 15  | 197 | 72  | 292 | 576 |

### (3) 文化財の保護・活用

#### 国指定史跡の公有地化

<文化財課>

国指定史跡である永福寺跡、鶴岡八幡宮境内(御谷地区)、北条氏常盤亭跡、東勝寺跡等については公有地化を進めており、平成21年度末現在の取得状況は、表3-3のとおりです。

表 3-3 国指定史跡の公有地化の状況

| 史跡名                    | 指定年月日       | 指定面積<br>(㎡) | 取得計画面積<br>(㎡) | 既取得面積(㎡)   | 取得率    |
|------------------------|-------------|-------------|---------------|------------|--------|
| 永福寺跡 1                 | 昭和41年6月14日  | 87,463.54   | 70,833.08     | 60,475.94  | 85.38% |
| 鶴岡八幡宮境内<br>2<br>(御谷地区) | 昭和42年4月24日  | 193,345.51  | 31,107.41     | 28,929.73  | 93.0%  |
|                        | 計画外面積       |             | 4,651.36      | 4,651.36   | 100%   |
| 亀ヶ谷坂                   | 昭和44年6月5日   | 32,925.16   | 3,666.62      | 3,666.62   | 100%   |
| 北条氏常盤亭跡                | 昭和53年12月19日 | 115,033.28  | 111,878.50    | 51,392.12  | 45.94% |
| 名越切通 3                 | 昭和41年4月11日  | 53,338.11   | 4,721.32      | 4,721.32   | 100%   |
| 東勝寺跡                   | 平成10年7月31日  | 50,132.18   | 8,983.29      | 8,448.03   | 94.04% |
| 朝夷奈切通 4                | 昭和44年6月5日   | 97,098.87   | 957.35        | 957.35     | 100%   |
| 合計                     | -           | -           | 236,798.93    | 163,242.47 | 68.94% |

1 追加指定 / 平成20年 7月28日

2 追加指定 / 平成17年 8月29日

3 追加指定 / 昭和56年10月13日・昭和58年11月26日・平成20年 7月28日・平成21年 7月23日

4 追加指定 / 平成15年 8月27日・平成19年 7月26日・平成20年 7月28日

#### 文化財保護法に基づく埋蔵文化財の発掘調査の状況

<文化財課>

埋蔵文化財については、市内の広い範囲にわたって多くの埋蔵文化財包蔵地の存在が知られており、縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、鎌倉・室町時代の遺跡が発掘されています。平成21年度の国庫補助に基づく緊急調査の実施状況は、表3-4のとおり、平成20年度からの継続も含めて20件で、調査面積は808.25㎡でした。

表 3-4 国庫補助に基づく緊急発掘調査

| 遺跡名       | 所在地    | 面積(㎡) | 遺跡名       | 所在地     | 面積(㎡)  |
|-----------|--------|-------|-----------|---------|--------|
| 上杉定正邸跡    | 扇ガ谷二丁目 | 25.00 | 大倉幕府跡     | 雪ノ下三丁目  | 33.00  |
| 弁ヶ谷遺跡     | 材木座四丁目 | 58.75 | 下馬周辺遺跡    | 由比ガ浜二丁目 | 12.00  |
| 若宮大路周辺遺跡群 | 小町二丁目  | 35.00 | 若宮大路周辺遺跡  | 小町一丁目   | 20.00  |
| 新善光寺跡     | 材木座四丁目 | 50.00 | 横小路周辺遺跡   | 二階堂     | 41.00  |
| 若宮大路周辺遺跡群 | 小町二丁目  | 30.00 | 大倉幕府跡     | 雪ノ下三丁目  | 42.00  |
| 田楽辻子周辺遺跡  | 浄明寺一丁目 | 39.00 | 台山遺跡      | 山ノ内     | 30.00  |
| 弁ヶ谷遺跡     | 材木座六丁目 | 49.50 | 若宮大路周辺遺跡群 | 小町三丁目   | 58.00  |
| 米町遺跡      | 大町二丁目  | 55.00 | 安国寺遺跡     | 山ノ内     | 46.00  |
| 川越重頼邸跡    | 浄明寺五丁目 | 74.00 | 北条小町邸跡    | 雪ノ下一丁目  | 27.00  |
| 材木座町屋遺跡   | 材木座六丁目 | 45.00 | 法泉寺跡      | 扇ガ谷四丁目  | 38.00  |
| 合計        |        |       |           |         | 808.25 |

国、県、市では、指定文化財の修理等について補助を行っています。平成21年度の文化財修理補助事業は、表3-5のとおりです。

表 3-5 平成21年度文化財修理補助事業

| 補助対象文化財                         | 事業内容  |
|---------------------------------|---|
| 円覚寺舍利殿（宗教法人円覚寺）                 | 屋根の一部葺き替え、須弥壇の修理、建具の修理                                    |
| 鶴岡八幡宮上宮本殿、幣殿及び拝殿ほか2棟（宗教法人鶴岡八幡宮） | 既消火栓設備の改修、ポール式自動回転放水銃及び貯水槽、消火ポンプの設置                       |
| 建長寺唐門（宗教法人建長寺）                  | 銅板平葺の葺き替え、塗装の漆の塗替え、金具の修理                                  |
| 旧石井家住宅（宗教法人龍寶寺）                 | 屋根の葺き替え、土壁の修理   |
| 円覚寺開山筆筒収納品（宗教法人円覚寺）             | 袈裟の布地、漆器、団扇等の修理   |
| 断谿妙用墨蹟、劔門妙深墨蹟（財団法人常盤山文庫）        | 本紙の横折れ、虫損、欠損箇所の修理   |
| 紙本淡彩糸帯郷省親図（財団法人常盤山文庫）           | 本紙の横折れ、亀裂の修理  |
| 英勝寺山門（宗教法人英勝寺）                  | 仮設工事、耐震補強用ダンパー取り付け、軒廻り施工、棧唐戸の修理                           |
| 光明寺世代像（宗教法人光明寺）                 | 第三世良誉定恵椅像、第三十三世深誉伝察坐像の各矧目の緩み、離れ、後補の彩色の除去、木地仕上げで尊容を整える等の修理 |
| 絹本著色白衣観音像（宗教法人建長寺）              | 本紙の縦横折れ、亀裂、料絹の欠失、顔料の浮き、剥落の修理                              |

また、毎年度4月1日における市指定文化財の所有者、管理者などを対象にして、指定文化財の通常的な維持管理に係る奨励金を交付しており、平成21年度の交付件数は182件でした。

さらに、文化財を災害から守るため昭和47年に発足した鎌倉文化財防災連絡協議会が、年3回防火防災設備保守点検等を実施しています。なお、この協議会は国・県・市の指定文化財を所有する24社寺1法人で構成されています。

## 文化財の保護についての普及、啓発の推進

&lt;文化財課&gt;

市教育委員会は、市内にある文化財を紹介し、郷土への理解を深め、文化財愛護精神の啓発を図るため、「文化財めぐり」を実施しています。平成21年度は、表3-6のとおり1回実施しました。

表 3-6 平成21年度文化財めぐり実施状況

| 開催日        | 場 所 | 内 容                     | 参加人数<br>(人) |
|------------|-----|-------------------------|-------------|
| 平成22年1月22日 | 英勝寺 | 県指定重要文化財英勝寺山門保存修理現場を訪ねて | 29          |

## 市民団体による史跡案内

< 市民・事業者 >

NPO法人鎌倉ガイド協会では、鎌倉の自然・歴史・文化を学習した60歳以上の市在住者86名が鎌倉市内の史跡、名所などをガイドしています。

同協会は、鎌倉の観光ガイドを希望される方を対象とした「一般ガイド」と協会が独自に企画する「史跡めぐりガイド」を実施しています。平成21年度には「一般ガイド」に年間5,500名、「史跡めぐりガイド」に10,600名の参加がありました。

その他、小中学生の校外学習・修学旅行の生徒、旅行団体など6,900名を含め、総数23,000名の方々をガイドしました。

協会では、会員を対象に毎月研修会を開催し、歴史的遺産や自然環境の保全、美しい街づくりなど環境保全の啓蒙に努めています。

また、鎌倉を訪れた人々に古都鎌倉の良さを知り、理解していただくため、ごみの持ち帰り、まわりの生物を大切にす、歩行中のおしゃべりをしないなど、環境に対する保全・啓発活動を行っています。

## (4) 世界遺産への登録

### 保存管理計画策定事業

< 世界遺産登録推進担当 >

世界遺産への登録準備として、「史跡円覚寺境内・名勝及史跡円覚寺庭園」の保存管理計画を策定しました。

### 世界遺産登録推進事業

< 世界遺産登録推進担当 >

候補資産が所在する横浜市、逗子市及び広域行政を担当する神奈川県との連携を強化して事業の推進を図るために設置された「神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会」において、同委員会に置かれた「武家の古都・鎌倉」世界遺産一覧表記載推薦書作成委員会」で推薦書案の作成等を進めるとともに、同委員会と文化庁の共催で、『第2回「武家の古都・鎌倉」国際フォーラム』を開催しました。

また、今後国との協働により「推薦書」の仕上げ作業を行うため、神奈川県知事、横浜市長、鎌倉市長、逗子市長が連名で、文化庁長官に対して「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録の早期実現に向けた推薦要請を実施しました。

啓発事業としては、リーフレット「武家の古都・鎌倉」の改訂や、神奈川県教育委員会との共催による世界遺産登録啓発ポスターの募集事業を実施したほか、鎌倉生涯学習センター（きらら鎌倉）に「鎌倉世界遺産登録推進広報コーナー」を開設しました。

さらに、市民活動団体、宗教関係団体、商工関連団体、学校関係団体、行政等が協働する「鎌倉世界遺産登録推進協議会」に参加し、会報「武家の古都・鎌倉ニュース」の発行や「武家の古都・鎌倉マップ」の増刷、ワークショップ「どう守る 私たちの世界遺産」等イベントの開催、バッジやステッカーの製作など様々な取組を進めました。